

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月二十八日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

#### 広島県人事委員会規則第二十四号

##### 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成四年広島県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条、第八条」を「第二条の二」に改める。

第五条を削る。

第四条第一項第四号を削り、同条第二項中「第二条第二項」を「第三条第二項」に改め、同条を第五条とする。

第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（条例第二条の二の人事委員会規則で定める期間）

第二条 条例第二条の二の人事委員会規則で定める期間は、五十七日間とする。

第六条第二項中「第二条第二項」を「第三条第二項」に改め、同条第三項中「第四条の」を「第五条の」に改め、「、育児短時間勤務」の下に「及び部分休業」を加え、後段を削り、同条第四項を削る。

##### 附 則

この人事委員会規則は、平成二十二年六月三十日から施行する。